

### 3 訪問看護(介護予防)

#### ■ 改正点のポイント

- 訪問看護ステーションからの訪問看護が 8～27 単位のマイナスとなったが、医療機関からの訪問看護は 6～20 単位のプラス改定となった。
- 訪問看護ステーションからの理学療法士等の訪問も 16 単位マイナスとなり、医療機関等からの訪問リハビリテーションと同単位の改定された。ただし訪問看護ステーションからの理学療法等の訪問には訪問リハビリテーションで新設されたリハビリテーションマネジメント加算などの評価はなく、格差が継続することになる。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携 して行う場合など他の加算も据え置き。
- 看護体制強化加算(300 単位/月)が新設された(要届出)。要件は緊急時訪問看護加算 50%以上、特別管理加算 30%以上、ターミナルケア加算 1 件以上(年間)となった。
- 同一建物複数利用者減算が見直しされた(訪問・通所系共通項目ページ参照)。
- サービス提供体制強化加算は据え置き。

#### ■ 報酬早見表

1 回につき

算定項目		改定前	改定後	対比
イ 訪問看護ステーション	(1) 20 分未満(週に 1 回以上、20 分以上の保健師または看護師による訪問を行った場合算定可能)	318	310	-8
	(2) 30 分未満	474	463	-11
	(3) 30 分以上 1 時間未満	834	814	-20
	(4) 1 時間以上 1 時間 30 分未満	1144	1117	-27
	(5) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合	318	302	-16
	1 日に 2 回を越えて実施する場合(5) 准看護師が実施する場合(1)～(4)(口も)	× 90%	× 90%	0
ロ 病院・診療所	(1) 20 分未満(週に 1 回以上、20 分以上の保健師または看護師による訪問を行った場合算定可能)	256	262	6
	(2) 30 分未満	383	392	9
	(3) 30 分以上 1 時間未満	553	567	14
	(4) 1 時間以上 1 時間 30 分未満	815	835	20
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合(1 月)		2935	2935	0